

令和6年(2024年)3月8日

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー艇庫利用者様

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー  
支配人 南 和 巳

### 艇庫利用期間満了にともなう継続利用申請書の提出について

平素は、当施設の管理運営に格別のご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。  
さて、現在利用されています艇庫の利用期間が、令和6年(2024年)3月31日をもって  
期間満了となります。

つきましては、継続利用をご希望の方は、同封しました関係書類に必要事項を記入いただき、  
下記期限までにご提出をお願いいたします。

また、当ハーバーのホームページ(<https://www.bsn.or.jp/yacht/>)にも同様の関係書類(Excel)  
を掲示してありますので、必要事項を入力の上、メール(yacht@bsn.or.jp)にてご提出いた  
いても構いません。

■ 継続利用期間 令和6年(2024年)4月1日から、令和7年(2025年)3月31日まで

■ 送付書類

・施設等使用申込書(3枚複写)	1通
・共同所有者名簿	1通
・料金表	1通

■ 提出書類

- ・施設等使用申込書(3枚複写) ※必要事項記入後、3枚とも提出  
備考欄に連絡をできる方のメールアドレスをご記入お願いします
- ・共同所有者名簿(共同所有の場合)
- ・住民票または免許証のコピー

■ 提出期限 令和6年(2024年)3月31日(金)

■ 提出先 〒520-0022 大津市柳が崎1-2  
滋賀県立柳が崎ヨットハーバー

当ハーバーに提出書類が全て揃い次第、承認書および利用料納付の案内を郵送させていただきます。

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー  
TEL 077-527-1141